

<報道発表資料>

令和6年5月14日

自動車税（種別割）の納期限は5月31日（金曜日）です

- 自動車税（種別割）は、4月1日現在の自動車の所有者の方にお問い合わせする税金です。納期限である5月31日（金曜日）までに納税をお願いします。
- 自動車税に関する御質問に24時間365日お答えするため、自動車税チャットボット（AIチャットボット=AI技術を活用した自動会話プログラム）を導入しました。
- スマートフォン決済アプリから納税通知書の地方税統一QRコード（eL-QR（エルキューアール））を読み取ることで簡単に納税ができます。御利用できる主なアプリは、PayPay、PayB、au PAY、りそなグループアプリなどです。
- 「自動車税 納めてプラス！」キャンペーンを今年度も実施します。納期限内に納税したことが分かる領収証書等を協賛店で提示していただくと、割引などの特典が受けられます。

1 納税通知書の発送

- (1) 発送日 令和6年5月9日（木曜日）
- (2) 課税台数 約233万台
- (3) 課税額 約837億円
- (4) 納期限 令和6年5月31日（金曜日）

※ 令和6年能登半島地震の被害状況を鑑み、石川県、富山県の両県に住所等を有する方に対しては納税通知書の発送を見合わせております。8月に発送する予定です。

2 自動車税（種別割）に関する問い合わせ

(1) 自動車税チャットボット

自動車税に関する御質問に24時間365日お答えします。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kouhou/jidoushazei_chatbot.html

(2) 自動車税コールセンター ☎0570-012-229

※ 税額を確認したいなどの相談ができます。

受付時間 8時30分から17時15分まで（土日祝日を除く）

※ 受付時間外は、自動音声による案内を行っています。

3 納税の方法

(1) スマートフォン決済アプリ

納税通知書の地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取ることで簡単に納税ができます。

「地方税お支払サイト」を確認してください。

https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser?id=payment_application

(2) 地方税お支払サイト

- ・ クレジットカード ※ 決済手数料（納税者負担）がかかります。
- ・ インターネットバンキング など

(3) その他の納税方法

- ・ コンビニエンスストアや金融機関の窓口で納税
※ コンビニエンスストアや金融機関の窓口で、クレジットカードによる納税はできません。
- ・ ペイジー
- ・ 県税事務所、自動車税事務所本所の窓口で納税
※ 自動車税事務所4支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）では納税できません。

4 「自動車税 納めてプラス！」キャンペーンの実施

(1) 概要

- ・ 自動車税（種別割）を納期限の5月31日までに納税して領収証書等を協賛店で提示すると、割引などの特典が受けられます。
- ・ 特典内容を記載したポスターとステッカーが店頭に掲示してあります。

(2) 協賛店

- ・ 23団体396店
- ・ 協賛店一覧や特典内容については、県ホームページで紹介しています。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kouhou/osamete-plus_kigyou-itiran.html

(3) 実施期間

令和6年8月31日（土曜日）まで

(4) 問合せ先

自動車税事務所 総務担当

〒330-0844

埼玉県さいたま市大宮区下町3-8-3

電話 048-658-0223

5 障害者の方のための減免申請

(1) 対象者

令和6年5月に自動車税（種別割）納税通知書が届いた障害者減免の要件に該当する方

※ 既に減免を受けている自動車は申請不要ですが、名義変更や別の自動車に変更をする場合は、改めて申請が必要です。

(2) 申請期限

令和6年5月31日(金曜日)

※ 期限後でも申請できますが、減免される税額は、申請した日の翌月からの月割り額です。

(3) 減免の上限額

45,000円（グリーン化税制による重課対象車は51,700円）

※ 上限額を超えた差額は納税していただきます。

(4) 申請方法

郵送・電子申請、自動車税事務所・同支所及び各県税事務所の窓口

詳しくはホームページを御確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-6c.html>